

く れ あ さ お
久禮 旦雄法学部 准教授
博士(法学)/学位取得 京都大学/🏠 ホームページ URL
なし

主な研究業績

- 所功編『日本年号史大事典』雄山閣、2014年1月
- 所功・久禮旦雄・吉野健一『元号 年号から読み解く日本史』文春新書、2018年3月
- 所功・橋本富太郎・久禮旦雄・後藤真生『皇位継承の歴史と廣池千九郎』モラロジー研究所出版部、2018年4月
- 所功・久禮旦雄・吉野健一『元号読本「大化」から「令和」まで全248年号の読み物事典』創元社、2019年5月
- 「神祇令・神祇官の成立—古代王権と祭祀の論理」『ヒストリア』241、2013年12月
- 「賀茂齋院・伊勢齋宮の淳和天皇朝における存廃について—狩野本『類聚三代格』天長元年十二月二十九日太政官符の評価をめぐって—」『続日本紀研究』409、2014年4月
- 「神話の形成と日本書紀の編纂」遠藤慶太他編『日本書紀の誕生—編纂と受容の歴史』八木書店、2018年4月
- 「日本古代の正史編纂と王権」仁藤敦史編『古代王権の史実と虚構』竹林舎、2019年4月

研究テーマ Research theme

日本古代の祭祀と法制

概要 Overview

法制史は、単なる法規定の歴史ではなく、その規定を従うべき法とする社会の分析も含んだ「法社会史」「法律生活の歴史」である。法規定の成立に際しては様々な可能性があり、その中から政治的・社会的・経済的要因により選択されたものが法となる。しかし、その社会が行き詰まりを見せたとき、そこで選択されなかった可能性が再び意味を持つてくることもある。

日本古代の律令国家は、神祇祭祀を法制化する際に、中国をモデルとした理念的な神祇祭祀のあり方を選んだ。しかし、国家や社会の変容とともに、理念的な神祇祭祀はその運用において、かつて切り捨てたはずの現実に行われている神祭祀を吸収し、独自の変化を遂げていくこととなる。

また、近世・近代においては、一定の理念として構築された古代社会における法体系をモデルとして、独自の国家像をつくりあげていくことになった。それは皇位継承儀礼や元号として、今日の社会においても重要な意味を持っている。

以上のような、法が規定した理念と運用との現実の中で、いかに法を選び、構築していくかという観点から「生きた法制史」の研究を試みている。